



市民憲章

《わたくしたち八尾市民は》

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよるごびに生きましょう。

人の動き (51年9月1日現在)

総数	263,718	(+ 91)
男	132,312	(- 35)
女	131,406	(+126)
世帯数	80,687	(-122)

()内は前月よりの増減

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL(91)3881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

第561号/昭和51年9月20日

町づくりに寄せる 市民(787人)の声

新総合基本計画市民意識調査 まとまる

「新しい総合基本計画に市民のみなさんの声を」と、7月中旬から8月中旬にかけて行った「市民意識調査」の結果が、このほどまとまりました。

この調査は、現在行っている「市民本位の町づくり」をめざした新総合基本計画策定のための基礎資料となるもので、市内有権者168,394人から無作為抽出で選ばれた1,031人が対象。八尾市のイメージ、将来人口、永住意思などの意見、公共施設整備の順位などをお聞きしました。

回答を寄せられた方は787人、回答率は76.3%でした。今回の調査にご協力いただきましたみなさんに心からお礼申し上げます。

■昭和30年以降に八尾市に住んだ人が3分の2 一在住年数

まず、在住年数についておうかがいしたところ、20年以上お住まいの人が全体の3分の1、残り3分の2の人が昭和30年以降に八尾市にお住みになった人でした。

■「今のところに住みたい」64.2%だが積極的に住みたい人は13.2% 一定住意思

単に数字をみる限りでは定着率は高いといえるようですが、積極的な定住要因(表にはあげていません)をあげている人は104人(13.2%)にすぎません。したがって、現在のところ、住み良い町だと即断はできません。

また、一方移住の意思を表明した人は216人(27.5%)もあり、住宅問題についての移住意思が強くなっています。

■八尾は「住宅・商工業・農地の混在する町」か「平凡な町」 一町のイメージ

八尾市のイメージについては、全体の6割強の人々が「比較的平凡な町」として受けとめています。これに対し、「便利な住み良い町」とか「環境のよい町」と意思表示された人は175人(22.2%)にすぎません。

■「人口抑制」を88.3%が支持しています 一将来人口

将来人口については、全体の88.3%の人々が何らかの形で抑制すべきだとしています。かつての急激な都市化による公共施設整備の遅れからくる生活環境の悪化をこれ以上避け、秩序ある町づくりを図るべきだと示唆されているようにうかがえます。

■「川の汚れ」「排水の悪さ」など環境浄化が切実な問題 一生活環境

日頃困っている問題として、川の汚れ、排水の悪さをあげた人が多くみられました。このことと関連するとみられるカ、ハエ、野犬などが多いという意見を合わせると、「環境浄化」が切実な問題として浮かび上がってきます。

■「生活環境のよい町づくり」を望む声が大、61.4% 一施策の優先順位

施策の優先順位については、生活環境の整備を望む声が目立つ傾向にあります。このことは従来の開発志向型による生活環境整備の立ち遅れを表しているともいえます。

■「救急医療施設」に強い要望、39.6% 一希望施設

希望施設としては「救急医療施設」に強い要望がありました。これは普段、診てほしい時に診てもらえるような状態(ホームドクター的)が確立していないため、緊急時に安心して受診できる公的救急医療施設への期待が大きいようです。このほか、公共下水道、公園、公害など生活環境整備への要望が強く、前回の回答と一致しています。

■「近所づきあい」やっていますよ、85.8% 一近隣関係

近隣関係については、全体的には何らかの形でつきあ

いがあり、都市で一般的にいわれている「隣は何をする人ぞ」といった没交渉的な近隣関係は、本市では比較的少ないといえるようです。しかし、このことから、即、良好な近隣関係がつけられていると結論づけるには、さらに検討する必要があるようです。

■参加の意思表示、74.6% 一市民参加

市民参加については、何らかの形で参加の意思を表した人が7割を超えました。こんご市民参加を積極的にすすめてゆけば、相当の協力が得られるものと考えられます。

■ご意見、ご希望は159人の方々からいただきました

問10では町づくりについての意見や希望を書いていたいただきました。159人から411件で分類しますと次のようになります。

【全般に関すること】24件 【都市計画関係】129件
【行財政関係】30件 【生活環境関係】111件 【保健福祉関係】45件 【教育文化関係】45件 【経済関係】13件 【その他】21件

■計画についての提案、意見等お寄せ下さい

現在、策定作業を行っている新総合基本計画は、その基本目標に「清潔で明るい市民本位の町づくり」を置いています。これを実現するためには、まず可能な限り、新計画に市民のみなさんの意見を反映させる必要があります。

今回の意識調査はその第1歩で、策定作業にあたってのプロジェクトチームでは、引き続き市民のみなさんのご意見、提案、アイデアを募っています。寄せられた意見などは今年度中に作成予定の「総合基本計画内部試案」に取り入れます。住所、氏名、年齢、職業(学校)、電話番号、意見(提案)をお書きのうえ、本町1-1-1、市役所プロジェクトチーム「市民の声」係あてお送りください。

■市民意識調査の集計結果■

- (問1) あなたは、八尾市にいつからお住みですか。
- ①昭和19年以前から……………146 (18.6%)
 - ②昭和20年から昭和29年まで……………105 (13.3%)
 - ③昭和30年から昭和39年まで……………152 (19.3%)
 - ④昭和40年から昭和49年まで……………332 (42.2%)
 - ⑤昭和50年以降……………40 (5.1%)
 - 無回答……………12 (1.5%)

- (問2) あなたは、これからもずっと今のところにお住みになりますか。または、できるなら他に移りたいですか。
- ①特別の事情がない限り一生住みたい… 313 (39.8%)
 - ②今は満足しているので移る気はない… 192 (24.4%)
 - ③よいところがあれば移りたい……………198 (25.2%)
 - ④すぐにも移りたい……………18 (2.3%)
 - ⑤わからない……………37 (4.7%)
 - 無回答……………29 (3.6%)

- (問3) 現在の八尾市を眺め、どんな都市と思えますか
- ①空地や自然が残されて、環境の良い町…67 (8.5%)
 - ②通勤、通学、買物レクリエーションに便利で住み良い町……………108 (13.7%)
 - ③住宅と商工業が混在しており、その中に農地が点在するなど複合的な町……………330 (42.0%)
 - ④公共施設の整備が遅れ、生活に不便な町……………94 (11.9%)
 - ⑤これといった特色のない平凡な町……………153 (19.4%)
 - ⑥その他……………13 (1.7%)
 - 無回答……………22 (2.8%)

- (問4) 本市の人口は、50年の国調で26万人となり、昭和50年の推計人口27万人より下廻っています。こんごどのように推移するのが望ましいと考えますか。
- ①人口増は生活環境や自然環境が悪化するおそれがあるので、現状程度にすべきだ……………242 (30.7%)
 - ②秩序ある町づくりができるように、ゆるやかにふるえるように抑制すべきだ……………453 (57.6%)
 - ③人口は、都市の基礎だから、なお、ふやすべきだ……………55 (7.0%)
 - 無回答……………37 (4.7%)

- (問5) 八尾市に生活されて、日常、身辺でとくに困っている問題として、どんなものがありますか。(3つ選択、パーセント合計300%)
- ①病院が近くにない(19.8%) ②ポストや赤電話が近くにない(7.2%) ③買物が不便(17.2%) ④交通が不便(11.9%) ⑤公園や遊び場がない(30.4%) ⑥娯楽施設が近くにない(11.6%) ⑦カ、ハエ、野犬が多い(24.3%) ⑧学校、幼稚園が遠い(5.0%) ⑨道路が悪い(12.8%) ⑩排水が悪い(25.9%) ⑪川が汚ない(34.3%) ⑫悪臭がひどい(4.2%) ⑬車の騒音がひどい(12.3%) ⑭迷惑駐車が多い(18.9%) ⑮集会場、公民館が近くにない(7.1%) ⑯ゴミで汚ない(5.2%) ⑰日当たりが悪い(3.1%) ⑱緑地が破壊される(6.4%) ⑲保育所が近くにない(3.8%) ⑳家屋密集で火事の危険(10.4%)

- ⑰⑱の空気の汚れがひどい(5.7%) ⑲その他(8.9%)
- 無回答(13.6%)

- (問6) 市では、住みよい町づくりを目標に、行政全般に施策の見直しを行っています。何を優先させるべきか。
- ①生活環境のよい町……………483 (61.4%)
 - ②子供を育てやすい町……………101 (12.8%)
 - ③社会福祉の充実した町……………108 (13.7%)
 - ④便利な町……………46 (5.9%)
 - ⑤働きやすい町……………18 (2.3%)
 - 無回答……………31 (3.9%)

- (問7) 住みよい町づくりをするには、市はまず何を整備充実すべきだと考えますか。(三つの選択、パーセント合計300%)
- ①幹線道路(6.6%) ②生活道路(14.0%) ③駅前周辺整備(15.0%) ④緑化対策(14.7%) ⑤公共下水道(39.0%) ⑥産業対策(4.8%) ⑦公害対策(16.3%) ⑧交通安全対策(19.3%) ⑨救急医療施設(39.6%) ⑩保健衛生(7.9%) ⑪住宅対策(16.6%) ⑫浸水対策(13.9%) ⑬清掃(6.2%) ⑭社会福祉(13.0%) ⑮児童福祉(8.0%) ⑯公園児童遊園(22.0%) ⑰青少年対策(5.1%) ⑱集会所(0.9%) ⑲教育施設(8.0%) ⑳文化施設(8.1%) ㉑消費者対策(5.5%) ㉒レジャー対策(1.4%) ㉓防災対策(3.0%) ㉔その他(1.3%) 無回答(9.8%)

- (問8) 近隣関係について、どのように思われますか。(1)あなたは近所でどのように思いますか。
- ①よくつきあっている……………281 (35.7%)
 - ②まあまあつきあっている……………394 (50.1%)
 - ③あまりつきあっていない……………67 (8.5%)
 - ④ほとんどつきあわない……………25 (3.2%)
 - 無回答……………20 (2.5%)

- (2)隣近所仲良くつきあうにはどれが最も必要ですか。
- ①手軽に利用できる集会所をつくる… 161 (20.5%)
 - ②趣味の会やサークルのPRをする… 165 (21.0%)
 - ③町会等自治組織の活動を活発にする… 216 (27.4%)
 - ④隣組単位で、年何回か共同作業等行事をする……………101 (12.8%)
 - ⑤町会単位で機関紙をつくる……………16 (2.0%)
 - ⑥その他の具体的な提案……………39 (5.0%)
 - 無回答……………89 (11.3%)

- (問9) 町づくりや市政への市民参加について。
- ①積極的に参加したい……………47 (6.0%)
 - ②身近な問題であれば参加したい……………372 (47.3%)
 - ③求められれば参加する意思はある……………168 (21.3%)
 - ④専門的なことは分らないから参加しない……………92 (11.7%)
 - ⑤市長や議会のすること、参加しなくてよい……………30 (3.8%)
 - ⑥参加意思なし……………33 (4.2%)
 - 無回答……………45 (5.7%)

9/26 (日)



▲曙川幼稚園が元気にいも掘り

27 (月)

教育 家児 心配 青少 法律

肢体不自由児検診 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

28 (火)

家児 融資 老人



▲市長、最高齢者を訪問(左、栄町・牧田宇三郎さん 右、郡川・大西ユリさん 96才)

29 (水)

教育 家児 青少 結婚

幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッ素塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

30 (木)

家児

婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(軟式庭球) 17.30-21.00 教育センター
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所

10/1 (金)

教育 家児 青少 融資 身障

乳幼児健康相談(3カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
花と緑の即売会(-31日) 久宝寺緑地
無料法律相談 13.00-14.00 中河内府民センター

2 (土)



3 (日)

中小企業設備資金の貸付
府では、次のとおりに貸付を行います。
☆用紙配布 府商工部か府民センター
☆受付 9月27日-29日、府職員会館(東区大手前之町)か中河内府民センター(27日のみ)
くわしくは、府商工部工業課へ(☎06-941-0351)

4 (月)

教育 家児 心配 青少

不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

5 (火)

家児 融資

出張献血 10.00-15.00 市立病院
原爆被害者相談 9.00-15.00 社会福祉会館
ツベルクリン反応(患者家族) 9.15-11.00 八尾保健所

6 (水)

家児 教育 青少 結婚

幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッ素塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

7 (木)

家児 法律 職業

婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(バスケット) 17.30-21.00 教育センター
労働相談 13.00-17.00 労働会館分館
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所
母親教室(第1回) 13.30- 八尾保健所

8 (金)

教育 家児 青少 融資 身障 行政

乳幼児健康相談(3カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所
3歳児検診(48年4月生まれの子) 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

9 (土)

労働相談所を開設しています

市では、市内勤労者を対象とした「労働相談所」を開設しています。

☆とき 毎週木曜日 午後1時-4時(第5木曜日は除く)

☆ところ 第1、第3木曜日は労働会館分館(植松町) 第2、第4木曜日は社会福祉会館相談室(本町2丁目)

10 (日)

体育の日
市民サイクリング大会 8.00- 教育センター(集合)



おかげ灯籠

御祖神社址(大窪)

大窪の御祖神社址境内にある。天保2年(1831年)村人たちの伊勢神宮へのおかげ参りの記念に建立された。

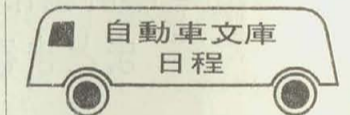
花崗岩の小型のタカ灯籠で、笠や火袋が地に落ちて、いまでは完全な型をなしていないが、台座には「おかげ」と大きく陰刻されている。

おかげ参りとは、江戸時代の末に庶民の間に一生に一度はお伊勢参りを、ということが習慣となり盛んに行われた。

とくに、天保2年はその当り年で老若男女らが何十人と群をなして参宮し、時には何百人にもなったといわれている。



▲台座だけが残っているおかげ灯籠



10月1日(金)○太子公園 △跡部公園 4日(月)○天王の森 △山畑会館 6日(水)○なかよし児童遊園 △志紀幼 8日(金)○刑部公園 △永畑小 13日(水)○上尾町広場 △西山本小前 15日(金)○太子公園 △跡部公園

時間は、○印が午後1時30分-2時30分、△印が午後3時-4時。

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で
家児 = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で
青少 = 青少年受援相談 9時-17時 教育センターで
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時- 市役所内教育相談所で
融資 = 中小企業融資相談 10時-12時 産業課で
法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付) 13時-16時 市民相談室で
職業 = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で
老人 = 老人健康相談 10時30分-12時 社会福祉会館

市民の聲

おたがいのちょっとした心づかいから

美しい町はみんなで作るもの

近鉄西側線の資材置場(宮町2丁目)のことですが、これまで空地のためゴミを捨てられることが多く、付近の者は大変迷惑に思っています。

週2回、市からゴミの回収にこられるのに、このように不道徳な方がおられます。

私も務めてアキかんや大きいゴミ

を片付けて処理をしていました。しかし、まだ時々捨ててくる人があるため、思いあまって先月市へ連絡したところ、その日のうちにゴミ清掃、除草までしていただきました。

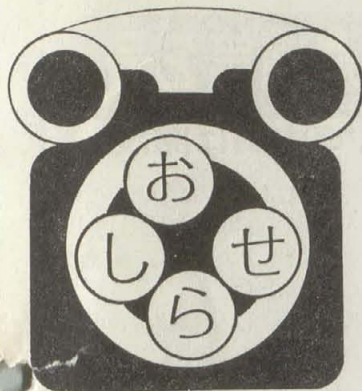
また、無法自動車の通行もできないようにレール材で足元をかため、人と自転車の通行のできるようにな

りました。現在の世相というのが、私の考えとは異なり、「何でも市がやるもの」と思っておられる人が多いようですが、市民1人1人がちょっとしたことでも気を配ることによって、美しい住みよい八尾市ができるのではないのでしょうか。

(宮町在住、Aさんより)



▲ゴミもなくきれいになりました



市役所 ☎ 91-3881

年金課

内線 321

■児童扶養手当の支給対象 がかわります

いままで児童扶養手当は、児童が義務教育を終了した時点で失権となっていました。今年10月からその支給対象となる児童の範囲が、次のとおり拡大されました。

☆支給対象 ならんかの理由で父と生計を同じくしていない昭和35年4月2日以降に生まれた児童または、心身に中度の障害のある20歳未満の児童を監護している母または母にかわって児童を養育している養育者に手当が支給されます。ただし、受給者が日本国民(児童は除く)で、日本国内に住所を有していなければなりません。

☆支給額 対象となる児童が1人の場合 月額17,600円 2人の場合 月額19,600円

☆申し込み 印かん、戸籍謄本を持参のうえ、市年金課まで

■社会保険移動相談所を開設します

府では、府下いっせいに健康保険と厚生年金、国民年金などの社会保険に関するあらゆるご相談に応じます。

東大阪社会保険事務所管内では次のとおり相談所を開設しますのでぜひご利用ください。

☆とき 10月8日(金)午前10時30分～午後4時

☆ところ 中河内府民センターくわしくは、東大阪社会保険事務所(☎06-723-6001)

清掃事業所

内線 574

■市役所業務の一部変更

このほど市の機構が一部かわりこれまで衛生課で所管していた次の業務が清掃事業所で行うことになりました。お間違いないようになしてください。

☆害虫の駆除
☆伝染病等の予防・消毒
☆し尿採取の苦情受付・処理
なお緊急汲取りについては、従来通り自治振興委員の方を通じてお申し込み下さい。

福祉厚生課

内線 289

■老人健康診査を受けましょう

市では、満65歳以上(51年4月1日現在)の方を対象に今年も老人健康診査を行います。

この健康診査は病気の早期発見、早期治療のために行うものですが、現に治療を受けておられる方も受診できます。

☆期間 10月1日～11月30日
☆受診場所 八尾市医師会に加入している医院

☆持って行くもの 健康保険証か老人医療証、老人健康診査記録表(地区の老人クラブ会長宅か市福祉厚生課にあります)

☆費用 無料
なお、該当する人で被保護者の方は保険証のかわりに福祉事務所で証明書の交付を受け、それを持って医院へ行き診察を受けて下さい。

■向老期健康診査を受けましょう

市では、現在満60歳以上65歳未満の方を対象に次のとおり向老期健康診査を行います。

この健康診査は、健康管理、病気の早期発見、早期治療のために行うものですが、現に治療を受けておられる方も受診できます。

☆期間 10月1日～11月30日
☆対象者 明治44年4月2日～大正5年4月1日までの間に生まれた方

☆受診場所 八尾市医師会に加入している医院

☆持って行くもの 各種健康保険証、向老期健康診査記録表(医院の窓口、各出張所、福祉厚生課にあります)。

☆費用 無料

■金婚該当者を募集しています

来る11月4日(木)午後1時から市民ホールで「第14回金婚を祝う会」を開きますが、いまその該当者を募集しています。

☆該当者 大正14年11月から大正15年10月までの間に結婚されたご夫婦。(この期間以前に結婚されて、まだお祝いを受けておられないご夫婦も含みます)

☆申し込み 該当地区の老人クラブの会長さんを通じて福祉厚生課へ

☆締切日 10月15日

簿記検定試験を実施します

☎ 22-1181

商工会議所では、第45回簿記検定試験を次のとおり実施します。

☆とき 11月7日(日)1・3級は午前9時、2・4級は午後1時

☆ところ 八尾商工会議所
☆出願期日 9月27日～10月7日(平日は4時、土曜日は昼まで)

社会課

内線 279

■点字講習会を開きます

八尾盲人福祉協会では、一般市民の方々に点字を正しく理解していただくと共に広くその普及をはかるために次のとおり点字講習会を開きます。

☆とき 10月23日～11月20日の毎週土曜日 午後1時～4時

☆ところ 市立社会福祉会館2館

☆申し込み 10月20日までに同協会(☎91-3881 内線296)または民生部社会課まで申し込んで下さい。

衛生課

内線 360

■狂犬病予防注射を行います

10月1日から狂犬病予防注射を行いますので、犬を飼っておられる方は、近くの会場でお受けください。また、飼犬の登録も同時に受け付けます。費用は登録手数料300円、注射手数料640円、注射済票交付手数料150円です。

＜日程＞

10月1日(金) ○太田八幡神社 ○久宝園集会所横の遊園地 △大正中 △跡部児童公園

4日(月) ○南高安小(旧の中学校跡) △八尾自動車教習所 ●労働会館(山本町)

5日(火) ○高安出張所 ○永畑小 △北山本児童公園 △清友高

6日(水) ○曙川出張所 ○竹淵出張所 △志紀田井中神社 △久宝寺口桜橋児童公園

7日(木) ○小阪合神社 ○桂解放会館 △山本児童公園 △大竹老人ホーム

8日(金) ○東弓削青年会場 △信貴山口駅前 ●志紀児童遊園地

12日(火) ●安中小 ●山本小
13日(水) ●用和小 ●顕証寺(久宝寺御坊)

14日(木) ●童華出張所 ●山本球場

15日(金) ○常光寺 △八尾市役所 ●八尾中

時間は、○印は午前10時～12時 △印は午後1時～3時、●印は午前10時～12時と午後1時～3時。

なお、午前9時現在、雨天の場合は中止します。(順延日は当日会場に掲示します)

☆予防注射に来られる場合は、次のことがらに注意してください
○咬む癖のある犬は、口輪などをつける

○犬の体は清潔にしておく
○注射のときあばれる犬は、押えられる人が連れてくる(特にあばれる犬は出来れば各獣医院で受けてください)

この他、獣医師が診察して予防注射をしがたい犬(病気の犬、注射をいけないに射たせない犬、体調がおかしい犬など)は、当日予防注射を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

庶務課

内線 214

■指定避難所が追加されました

8月5日号でお知らせしました指定避難所に次の10カ所が追加されました。

八尾小 中高安小 北高安小 長池小 西山本小 高美南小 高安西小 桂中 桂解放会館 安中老人福祉センター

警察署

☎ 92-1234

■大阪府警察官、交通巡視員を募集します

大阪府警では、次のとおり男子警察官、婦人警察官と交通巡視員の募集を行います。

【男子警察官】
☆対象 昭和52年4月1日現在18歳以上28歳未満の男子

☆資格 大学卒業、高校卒業程度の学力を有する人(来春、大学・短大・高校卒業見込の人を含む)

☆試験日 10月17日

【婦人警察官・交通巡視員】
☆対象 昭和52年4月1日現在18歳以上25歳未満の女子

☆資格 高校卒業程度の学力を有する人(来春、大学、短大、高校卒業見込の人を含む)

☆試験日 10月3日、4日

◎申し込み 男子警察官は、10月2日まで、婦人警察官・交通巡視員は9月25日まで、府警本部警務課採用係かもよりの警察署まで

久宝寺緑地で花と緑の即売会

財団法人大阪府公園協会主催の「花と緑の即売会」が、10月1日から31日まで久宝寺緑地で開かれます。

これは、府が進めている「花と緑の運動」の一環として行われるもので草花、苗木盆栽、庭園樹などを展示、即売するものです。

縁化相談を行います

市では、10月中の毎週金曜日午後2時から4時まで、公聴課市民相談室で縁化相談を行います。

消防本部

☎ 92-2281

■危険物取扱者試験を行います

府では、次のとおり危険物取扱者の試験を行います。

☆とき 10月17日(日)
☆ところ 大阪府立大学(南海高野線白鷺駅下車)

☆受付 10月5・6日 府職員会館
☆受験資格 乙種第4類・丙種

教育委員会

■母と子の体操教室受講者を募集しています

☎ 23-5101

全身を使った遊びを通じて幼児の身体の発達を高めるため、次のとおり母と子の体操教室を開きます。

☆とき 10月8日～52年3月31日の毎週金曜日 午後2時～3時30分

☆ところ 教育センター内体育館

☆対象 3歳～5歳の幼児とその母で初心者に限る

☆募集 25組

☆申し込み 9月22日(水)から10月2日(土)正午までに、教育センター内体育青少年課体育係まで(申込用紙は体育係で準備しています)

なお、定員を越えた場合は10月4日(月)午前10時から教育センターで公開抽せんを行います。(当選者には、直接通知するほか教育センターで公表します。)

■市民サイクリング大会を開催します

☎ 23-5101

八尾市サイクリング協会では、次のとおり市民サイクリング大会を開きます。

☆日時 10月10日(日)雨天の場合は10月17日(日)

☆集合時間 午前8時、教育センター前集合

☆参加資格 小学4年生以上一般男女(参加費無料)

☆携行品 弁当、水筒、タオル
なお、18歳未満の参加者は保護者の承諾書が必要です。

■卓球教室を開きます

☎ 94-2388

(財)八尾体育振興会では、次のとおり卓球教室を開きます。

☆とき 10月～12月の毎土曜日
☆ところ 八尾体育会館(栄町1丁目)

☆対象 家庭婦人の部(午後1時～3時)30名、小学校5年以上中学校の部(午後3時～5時)30名

☆申し込み 9月26日までに、八尾体育会館まで

■詩吟大会出場者を募集します

内線 480

詩吟連合会では、11月7日(日)開催の詩吟大会出場者を次のとおり募集します。

☆申し込み 10月16日(土)までに、吟題・作者名・出場者名・吟歴を明記し、詩吟連合会(公民館内)へ申し込んで下さい。

☆参加費 一般吟詠のみ無料

無料法律相談を開いています

☎ 94-1515

中河内府民センターでは、次のとおり無料法律相談を開いています。

☆とき 毎月第1、第3金曜日 午後1時～4時

☆ところ 中河内府民センター1階ロビー相談室

自転車の「きまり、守っていますか？」

9月21～30日 秋の全国交通安全運動

最近、自転車の事故が増えています。昨年市内での自転車事故による死傷者は、282名。一昨年に比べ、30名も増え、このうち亡くなった人は5名もいます。一旦事故が起これば、自転車側はずいぶん弱く、大きなケガや死亡事故につながります。

☆自転車の「きまり」を知っていますか？

自動車にいろいろな「きまり」があるように、自転車にも「きまり」があります。案外知られていなかったり、「危険だ」と知りつつも守らなかったりしがちです。ここで「きまり」を確認しましょう。

- ①自転車の通る道は、車と同じく左側通行ですが、歩行者に気をつけてなるべく歩道を通るようにしよう。
- ②四つ角では出会い頭に衝突することが多いので必ず一旦停車すること。
- ③二人乗りすれば、危険は2～3倍。
- ④雨の場合、傘をさして乗る片手運転は大変危険。
- ⑤夜は自転車にライトと反射板を、衣服には夜光ボタンをつけ、自動車からよく見えるように。
- ⑥ブレーキを使わず、足でずくって止まるのは危険。正しいブレーキのかけ方を日頃から訓練しておこう。
- ⑦自動車はカーブするとき、前輪よりも後輪の方が内側を通ります。これを「内輪差」といい、ほかに「死角」といって自動車運転者からは見えない範囲がありますが、こういった自動車のしくみをよく知り、自動車の直前、直後を走るのには避けましょう。

☆大人が正しい乗り方の見本を！

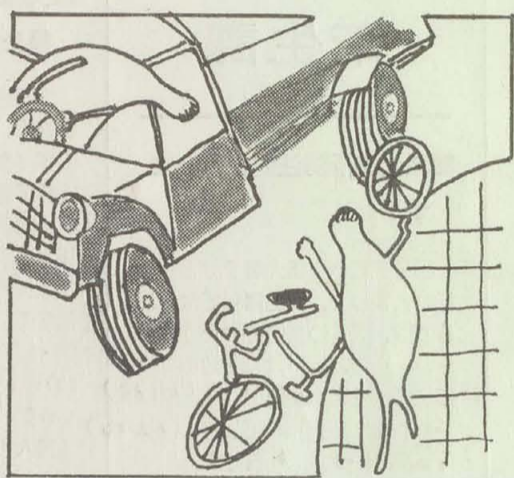
子どもに自転車を買い与えるとき、地面に足のつかない、体に合わないものはやめましょう。

指導の際は、二人乗りの危険なことや乗るときの「きまり」を教えるほか、危いところへ行かない約束など具体的な注意を与えましょう。子どもの事故を未然に防ぐには大人の役割が大変大きいといえます。また、大人が日常正しい乗り方をしてこそ、子どもが自然と正しい乗り方を身につけます。まず大人が正しい見本を！

☆自転車の路上放置はやめよう

路上放置自転車は交通のさまたげになり、事故を招く恐れがあります。

現在、近鉄八尾駅、山本駅、恩智駅、久宝寺口駅、国鉄八尾駅、志紀駅の周辺に無料自転車置き場を設けていますので、自転車は必ず置場において、迷惑をかけるようにご協力ください。



自動車の「内輪差」に注意！

老人福祉農園第2号

市民の善意で中田に開設

市では、土を通じて自然に親しんでもらおうと、ことし4月に旭ヶ丘地区に老人福祉農園第1号を開設しましたが、非常に好評で老人からの申し込みが多く、他地区においても開設の予定をしていました。

このほど一市民から土地提供の申し入れがあり、中田地区に10月下旬をメドに開設するものです。

土地提供者は、教興寺372の寺川源三さんで、3年間の無償提供です。

☆農園 八尾市中田72番地(1,454㎡)

☆利用できる人 曙川地区を中心とした近隣地域の60歳以上の老人

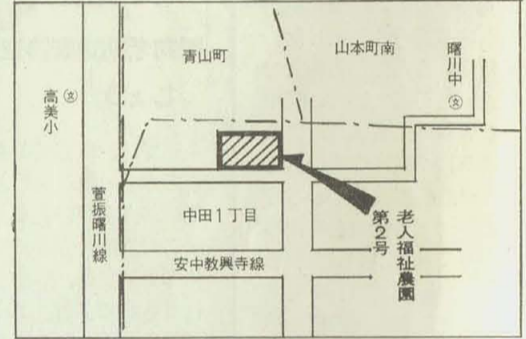
☆申込書、交付受付 9月25日(土)～10月15日(金) 午前9時～午後5時(日曜、祝祭日、土曜の午後は除く)

☆ところ 社会福祉会館内福祉厚生課(TEL91-3881 内線289)か曙川出張所

申込者多数の場合、公開抽せんになります。

全100区画(1区画10㎡)で老人に1区画単位で1年間、無料で利用してもらいます。

なお、管理運営は、利用者で自主的に行い、園芸クラブを結成し、農作物に対する意見交換、品評会などで交流を広げてもらいます。



サラリーマンの救済措置

サラリーマンのみなさん。風水害や火災などにより被害を受けた場合、税金面でいろいろな救済措置があるのをご存知ですか。

サラリーマンが災害を受けたときには、次の2つの救済方法があり、いずれか有利な方を選択することができます。

☆災害減税法による救済措置

住宅や家財について、その価格の2分の1以上の損害を受け、しかも、その年の所得の見積額が400万円以下の場合、災害減税法により、下表のように源泉所得税の徴収猶予や今年中にすでに納めた源泉所得税の還付を

被害を受けたときは

源泉所得税の徴収猶予や還付

受けることができます。

①徴収猶予を受けるために……災害のあった日以後、最初の給与の支払を受ける日の前日までに、勤務先を経由して徴収猶予の申請書を八尾税務署に提出して下さい。

②還付を受けるために……還付申請書に還付を受けようとする税額が源泉徴収済である旨の勤務先の証明書を添え、八尾税務署へ直接提出して下さい。

☆所得税法による救済措置

災害などによる損害額がその年の所得の見積額の10%を超えるため、所得税法による雑損控除が受けられると

見込まれる場合にはその雑損控除の金額に対応する税額の徴収猶予を受けることができます。この徴収猶予はその年の所得の見積額が400万円を超えている場合でも受けることができます。

この徴収猶予を受けようとする人は、雑損失用の徴収猶予申請書を税務署へ直接提出してください。

☆確定申告による精算が必要

この源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人は、年末調整をしないことになっていきますから、翌年の3月15日までに税務署に確定申告書を提出して、その年の所得税の精算をしなければなりません。

☆どちらを利用するかにより損得の分れることも！

このように災害減税法による源泉所得税の徴収猶予や還付、所得税法による雑損控除のいずれかを選択して適用できるわけですが、どちらを利用するかによって損得が大きく分れることがあります。そのため、もし不幸にもあなたが災害にみまわれた場合、税務署や税務相談室で相談することをおすすめします。

☆相続財産に受けた被害も免除の対象

申告書の提出期限前に相続や贈与によって取得した財産について災害を受け、その損害額が課税課額の計算の基礎となる価格の10%以上である場合には、その損害額に対応する相続税や贈与税が免除されます。ただし、申告書の提出期限後に被害を受けた場合、免除が認められるのは災害のあった日以後に納付すべき税額に限られています。

《八尾税務署に相談室ができました》

大阪国税局税務相談室の分室が八尾税務署内に新設されました。

みなさんのご利用をお待ちしています。八尾税務署内女関わきの明るい部屋です。電話でも相談できます(☎94-0030)

サラリーマンの徴収猶予と還付の表

その年の所得の見積額	災害のあった時	徴収猶予を受けられる税額	還付を受けられる税額
200万円以下の場合	1月1日から12月31日まで	災害にあった日以後の年中に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額	1月1日から災害にあった日までの間に支払を受けた給与に対する源泉徴収税額
200万円を超え 300万円以下の場合	① 1月1日から6月30日まで	災害にあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額	既に源泉徴収された税額は還付されません
	② 7月1日から12月31日まで	災害にあった日から12月31日までの間に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額	7月1日から災害にあった日までの間に支払を受けた給与に対する源泉徴収税額
300万円を超え 400万円以下の場合	③ ①又は②に代えて本人が選択できる方法	災害にあった日から12月31日までの間に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額の50%相当額	1月1日から災害にあった日までの間に支払を受けた給与に対する源泉徴収税額の50%相当額
	④ 1月1日から9月30日まで	災害のあった日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額	既に源泉徴収された税額は還付されません
	⑤ 10月1日から12月31日まで	災害にあった日から12月31日までの間に支払を受ける給与に対する源泉徴収税額	既に源泉徴収された税額は還付されません